

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 121)

法人名		法第		号	
納税地		平成	年	月	
代表者名	殿	日			
税務署長 財務事務官					
<b>適格分割等を行った場合の返品率の特別な承認通知書</b> <b>計算方法の承認申請の却下</b>					
貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な 相当承認 計算方法の承認申請については、調査したところと認められるので、これを承認した 不相当却下 から通知します。					
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名				
この通知に係る処分は、 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 15px;"></span> の職員の調査に基づいて行いました。					
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。					

15. 00 改正

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 115)

納税地		法第		号	
法人名		平成	年	月	
代表者名	殿	日			
税務署長 財務事務官					
<b>適格分割等を行った場合の返品率の特別な承認通知書</b> <b>計算方法の承認申請の却下</b>					
貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率 の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ相当と認められるので これを承認したから通知します。					
この通知に係る処分は、 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 150px; height: 15px;"></span> の職員の調査に基づいて行いました。					
この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。					

14-07

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 121)

承認  
通知書  
却下

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長の の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、承認する場合は、この欄を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便により送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 115)

承認  
通知書  
却下

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
(追 加)	
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長の の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、承認する場合は、この欄を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便により送付する。